

## 坂戸市環境学館いずみ利用団体登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、環境学館いずみにおいて環境保全（保護）活動などを通して、地域の交流を促進することを目的としている団体の登録に関し、必要な事項を定めることとする。

### (定義)

第2条 この要領において環境保全（保護）活動とは、将来にわたって保全（保護）すべき地域の自然を守る活動をいう。

### (登録の要件)

第3条 環境学館いずみ登録団体（以下「登録団体」という）は、次の各号のいずれにも該当するもの、または市長が特別に認めるものとする。

- (1) 環境保全（保護）活動などを通して地域の交流を促進することを目的とする団体とする。
- (2) 団体の会員は5名以上とし、概ね半数以上が坂戸市民又は在勤・在学者とする。
- (3) 入会、退会に際して不当な制限を課していない、市民に開かれた団体とする。
- (4) 活動の成果を、地域に還元するよう努力している団体とする。

### (登録の手続き)

第4条 登録をしようとする団体は、「環境学館いずみ登録団体申請書（以下「申請書」という。）」に必要事項を記入のうえ、会則及び会員名簿を添付し、館長へ提出するものとする。

### (登録)

第5条 館長は、前条の届出に対し第3条に規定する登録の要件に適合すると認めるときは、申請書に基づき団体を登録する。

### (施設の利用)

第6条 登録団体は、施設の使用について次に掲げる範囲で施設を使用できるものとする。ただし、環境学館いずみの実施する各種講座・事業に支障のない範囲とする。

- (1) 対象となる団体が、会の目的のために実施する会議や打ち合わせ等に関するものであること。
- (2) 原則として1回の使用時間は、2時間以内とする。
- (3) 使用にあたっては、職員の指示に従うこと。

### (登録内容の変更)

第7条 登録団体は、活動内容や代表者などの変更があった場合は、遅滞なく

館長へ届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 登録団体から登録辞退の届け出があった場合は、登録を抹消する。

また、環境学館いずみは登録団体が上記条項を満たさないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

(庶務)

第9条 この登録に関する事務は、環境学館いずみにおいて行う。

(定めのない事項)

第10条 この要領に定めのない事項は、その都度協議し決定する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。